

「在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」について

平成27年2月
外務省

国際情勢の変化等に鑑み、以下の改正を行う。

- 1 在レオン日本国総領事館及び在ハンブルク日本国総領事館の新設
- 2 在グルジア日本国大使館の在ジョージア日本国大使館への名称変更
- 3 在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額の改定

1 背景

在レオン日本国総領事館及び在ハンブルク日本国総領事館を邦人保護、日本企業支援の観点から新設するとともに、グルジア政府からの累次の機会にわたる強い要請を受け国際場裡における呼称等を総合的に勘案し、在グルジア日本国大使館の名称を在ジョージア日本国大使館に変更するため、所要の規定の整備を行う必要がある。

また、在外公館毎の在勤基本手当の基準額を各在勤地における最近の為替変動及び物価水準の変動等を勘案した上で、地域の事情等を踏まえて、所要の改正を行う必要がある。

2 法律案のポイント

(1) 在外公館の整備関係

ア 在レオン日本国総領事館及び在ハンブルク日本国総領事館を新設する。

イ 在グルジア日本国大使館の名称を在ジョージア日本国大使館に変更する。

(2) 給与関係

各在勤地における最近の為替変動及び物価水準の変動等を勘案した上で在勤基本手当の基準額を改定する。

(了)